

指定訪問介護等 サービス利用契約書



株式会社めるざさ（介護２４福生）

042-513-0971

BA

様（以下「利用者」と言います。）

利用者と株式会社めるざさが行う訪問介護事業所（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う指定訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業について、次のとおり契約します。

第１条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令および関係法令の趣旨を遵守し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問介護（以下「訪問介護」という）または介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）による訪問サービス（以下「訪問サービス」という。）通院等乗降介助（これに付随する道路運送法に基づく移送サービスを含む）を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うものとします。

第２条 （契約期間）

- この契約の始期は、本契約証の契約締結日から効力を有します。
- この契約の終期は、要介護または要支援の認定（以下「要介護認定」という）の有効期間満了日までとします。
- 前項の規定にかかわらず、総合事業の対象者としてサービスを受ける場合にあっては、利用者の介護予防サービス・支援計画に基づく期間とします。
- 第２項および前項に規定する契約期間満了日の２日前までに、利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、または総合事業によるサービスを利用している場合にあっては、介護予防サービス・支援計画の見直し等によりサービスの継続を必要とされた場合は、契約は自動更新されるものとします。

第３条 （訪問介護計画・介護予防訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画に沿って「訪問介護計画」または「介護予防訪問介護計画」を作成します。事業者は、この「訪問介護計画」または「介護予防訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族等に説明するものとします。

第４条 （訪問サービスの内容）

- 利用者が提供を受ける訪問介護または総合事業の内容は「訪問介護計画」または「介護予防訪問介護計画」で定めた通りとします。
- 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、「訪問介護計画」または「介護予防訪問介護計画」で定めた内容の訪問サービスを提供します。
- 前項のサービス従業者は、介護福祉士、訪問介護員養成研修１～２級課程または介護職員実務者研修・基礎研修過程・初任者研修を修了した者としてします。ただし、緩和型総合事業サービスの従業者は、緩和型訪問サービスの研修を修了した者としてします。
- 通院等乗降介助の提供にあたっては、介護保険法に基づく乗降・移動介助のほか、一般乗用旅客自動車運送事業の認可運賃等に基づく移送サービスを一体的に提供するものとします。

第５条 （サービスの提供の記録）

- 事業者は、訪問サービスの提供ごとに、サービスの内容等を事業者が定める様式や方式で記録し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。また、事業者は、利用者様の確認を受けた後、その控えを利用者に交付するものとします。
- 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後２年間保管します。
- 利用者は、事業者の営業時間内に当該事業所において、前項に規定する当該利用者に関するサービス提供記録を閲覧することができます。
- 利用者は、自己に関する第２項に規定するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写の実費として１枚につき10円を支払うものとします。

第６条 （料金および支払い）

- 利用者は訪問サービスの対価として、【重要事項説明書】に記載された利用単価ごとの料金をもとに計算された、その月ごとの料金を支払うものとします。

- 利用者は、事業者が定める通常の事業の実施地域外で訪問サービスを受けた場合、交通費として実費を支払うことがあります。

- 利用者は、通院等乗降介助の利用にあたり、介護保険給付対象分の自己負担額、および介護保険給付対象外となる実費（一般乗用旅客自動車運送事業の認可運賃、または福祉有償運送に係る運賃）について、【重要事項説明書】に定める料金表に基づき支払うものとします。

- 事業者は、当月の料金合計額が記載された請求書に明細を付け、翌月２０日までに利用者へ送付するものとします。

- 利用者は、当月の料金合計額を請求月の月末までに（１．現金集金・２．口座自動引き落とし・３．銀行振込）の方法で支払うものとします。ただし、銀行振込の方法を選択した場合にあっては、振込手数料は利用者負担とします。

- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行するものとします。また、償還払いとなった場合には、利用者様に対してサービス提供の証明書を発行するものとします。

- 利用者は、居宅においてサービス従業者が訪問サービスを提供するために使用した水道、ガス、電気、電話、移動手段等の実費費用を負担するものとします。

第７条 （サービスの中止およびキャンセル）

- 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日１７時までに連絡することにより、キャンセル料等の料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 正当な理由がなく利用者がサービス提供日の前日１７時までに連絡せずサービスが中止された場合、事業者は、利用者に対してキャンセル料として重要事項説明書に定めた金額を請求することができるものとします。この場合、第６条に定める他の料金の支払いと合わせて請求するものとします。ただし、総合事業のうち、利用料が月単位のものは定額制のため、キャンセル料は不要とします。

第８条 （料金の変更）

- 事業者は、利用者に対して１ヶ月前までに文書で通知することにより料金の変更（増額または減額）を申し入れることができるものとします。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書又は口頭で通知することにより、この契約を解約することができるものとします。

第９条 （契約の終了および解約）

- 利用者は事業者に対して、１週間の予告期間において文書又は口頭で通知することにより、この契約を解約することができるものとします。ただし、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が１週間以内の通知でもこの契約を解約することができるものとします。
- 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、１ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
- 次の事由に該当した場合は、利用者様は文書または口頭で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 事業者が守秘義務に反した場合
 - 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 事業者が介護保険法令その他諸法令により行政処分を受け指定介護事業の提供が行えない場合
 - 事業者が破産した場合

- 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができるものとします。なお、解約に至る前段階としてサービスの提供を一時停止することがあります。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず７日以内に支払われない場合
- ② 利用者またはその家族等が事業者やサービス従業者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為やハラスメントを行った場合

- 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合（総合事業の対象者を除く）
- ③ 利用者が死亡した場合

第１０条 （秘密保持）

- 事業者および事業者の使用する者（以下「従業者」と言います。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

- 利用者は、サービス利用をする上で知り得た事業者およびその従業者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

3 事業者および従業者は、利用者様またはその家族から予め文書で同意を得たうえで、サービス担当者会議および当該利用者の保険者、地域包括支援センター、当該利用者に係る他の居宅サービス事業者に、必要な情報提供を行うことができるものとします。

4 前項により情報提供を受けた者は、事業者および従業者と同様に第1項の適用を受け、守秘義務が生じるものとします。

第11条 (賠償責任)

1 事業者は、訪問サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を速やかに賠償するものとします。なお、移送・走行中の交通事故による損害賠償については、事業者が加入する自動車保険（対人・対物・搭乗者傷害保険等）の補償範囲内において対応するものとします。

2 損害の賠償は、事業者の加入する損害賠償保険の範囲内とします

3 利用者またはその家族が故意または重大な過失により、事業所または従業者に損害を及ぼした場合、その損害を賠償請求することがあります。

第12条 (緊急時の対応)

事業者は、訪問サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または歯科医師等に連絡を取る等必要な措置を講じるものとします。

第13条 (身分証の携行)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

第14条 (連 携)

1 事業者は、訪問サービスの提供に当たり居宅介護支援事業者および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

2 事業者は、利用者を担当する担当介護支援専門員から依頼があった場合、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付するものとします。

3 事業者は、利用者を担当する介護支援専門員がいる場合、この契約の内容が変更された時、またはこの契約が終了もしくは解約の通知をする時は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付するものとします。

第15条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとします。

第16条 (衛生管理および感染症対策)

事業者は、訪問サービスの提供にあたり、従業者の衛生管理および感染症予防・業務継続（BCP）に必要な措置を講じるものとします。

第17条 (重要事項説明書)

この契約に際し、事業者は利用者に対して、あらかじめサービス提供に関する重要な事項を書面にて説明するものとします。また、その書面の内容は、本契約に規定されている内容を補完するものとします。

第18条 (この契約に定めのない事項)

1 利用者および事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めに従い、利用者と事業者双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

第19条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

上記の契約を証するため、利用者および事業者は、契約締結の証として本書を電磁的に作成し、署名又は記名押印に代わる電磁的处理を施し、各自が保管する。

ただし、電磁的处理が困難な場合は、この契約書を二通作成し、署名または、記名及び押印のうえ各自一通ずつ保管することができるものとする。

契約締結日		BC	
<事業者>	所在地	東京都福生市熊川202-3 トーシンハイツ福生110	
	事業者名	株式会社めるざさ（介護25福生）	
	代表者名	代表取締役 尼崎慎吾	
<利用者>	住 所	BB	
	氏 名	BA	署 名
<代理人>	(続 柄)	FB	
	住 所	FC	
	氏 名	FA	署 名

※ 利用者は、身体 の 状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(以 上)